

公益社団法人日本カーヌー連盟 理事会規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本カーヌー連盟（以下「本連盟」という）『定款』第 5 章第 48 条の定めに基づき、理事会に関する事項を定め、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところにより運営される。

(構成等)

第 2 条 理事会は理事全員をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第 3 条 理事会は必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第 4 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

2. 定時理事会は、毎事業年度 1 回とし原則として 6 月に開催する。

3. 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第 5 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2. 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3. 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することが出来る。

4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前 2 項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第 6 条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に

対し発しなければならない。

2. 前項の招集通知は会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行なうものとする。

3. 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2. 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項の場合においては、議長は、理事として表決に加わることはできない。

3. 第1項の決議にについて特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

4. 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 社員総会に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織及び人事に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行に関する事項
- (6) 諸規定の策定、並びにその改廃に係る事項
- (7) その他理事会の議案にふさわしい事項

2. 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

（報告）

第 11 条 会長及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2. 本連盟との間で取引を行なった理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3. 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（議事録）

第 12 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）正会員の現存員数及び出席者数。ただし、書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記する。

（3）審議事項及び議決事項

（4）議事の経過の概要及びその結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

（6）議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名・押印をしなければならない。

2. 前項の議事録は、10 年間本連盟事務所に備え置かなければならない。

（欠席者に対する通知）

第 13 条 会長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

（常務理事会）

第 14 条 本連盟は、常務理事以上の理事によって構成される常務理事会を置くことができる。また必要に応じて他の理事・専門委員の参加による拡大常務理事会として開催することができる。

2. 常務理事会の権限、運営方法については、会長の招集により随時、理事会の前段階として本規程第 10 条理事会の議決に関する各事項の準備・検討・審議を行うことができる。

3. その他、日常業務の処理に不可欠な事項の処理等、理事会の議案にふさわしくな

い諸事案の処理を行う。

(補 則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改 廃)

第 16 条 本規程の改廃は理事会の議決を経て総会の承認を要する。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。